

令和7年度 八千代市手をつなぐ親の会要望書回答

要望内容	回答
<p>1. 重要事項</p> <p>1. 医療対策の充実について</p> <p>昨年度の要望書を受け八千代市医師会に障害部会が設立され、障害者自立支援協議会や親の会意見交換会に参加していただいた事は大きな成果となりました。ですが障がいを理由に診察を断られたり、保護者が通院をためらったりする状況は続いています。引き続き、障がいを持つ人も持たない人も、等しく必要な医療を受けられる体制を整えていただければと思います。</p>	
<p>① 医療従事者の理解啓発</p> <p>診療拒否を行う原因の多くは、障がいについての知識不足、経験不足から来ると思われます。医療従事者が安心して障がい者の診療・治療ができるよう、障がいについての理解啓発を促して下さい。</p> <p>・ 理解啓発リーフレットの活用</p> <p>市内約150の病院待合室に提示するとの事ですが、事務や受付などを含む医療従事者の理解啓発用にも活用して下さい。</p>	<p>当該問題は八千代市としても重大な案件として認識しております。現在も医師会と協議を重ね、どの様に啓発活動をすべきか検討しておりますが、引き続き自立支援協議会とも連携して、対応したいと考えております。（障害者支援課）</p> <p>市医師会において市内医療機関へ理解啓発リーフレットの配布が行われております。（障害者支援課）</p>
<p>・ 研修会の開催</p> <p>昨年度は医療機関における障害者コミュニケーションについての講演会を開催していただき、ありがとうございました。引き続き今年度も、医療従事者向けの研修会の開催を検討して下さい。</p>	<p>各団体と調整し、必要に応じて研修会開催についても併せて検討いたします。（障害者支援課）</p>
<p>・ 診察時の事例集の作成</p> <p>医師会・自立支援協議会・親の会などと共同で、診察時の参考となるような事例集を作成して下さい。</p>	<p>自立支援協議会で事例集の作成に向けて活動しております。（障害者支援課）</p>
<p>② 入院時コミュニケーション支援事業の整備</p> <p>昨年の要望を受けて事業を検討中との事ですが、予算化には至っていないと伺いました。事業の重要性は変わらないため、予算を付けてより充実した事業となるようして下さい。</p>	<p>入退院時のコミュニケーション支援は大事なことであると認識しております。市独自のサービス提供が可能であるかどうか実施方法を含め、検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>③ 通院時のコミュニケーション支援</p> <p>上記の入院時コミュニケーション支援事業を通院にも対応できるようにして下さい。日中活動中の突発的な怪我や病気などのケースに応じて、行動援護・居宅介護・重度訪問介護で通院は行えるとの事ですが、移動支援では利用出来ません。誰でも利用できる市独自のサービスとして提供して下さい。</p>	
<p>2. 地域移行に必要な事業・人材について</p> <p>八千代市障害者計画の基本理念「住み慣れた地域で共にくらし、共に参加する」は障がいの有無に関係なく「自分らしい暮らし」を実現することです。しかし必要な事業所や人材の不足に加えて体験の機会も少なく、地域移行が進まない状況が続いている。必要な事業や人材を充実させて下さい。</p>	
<p>① 意思決定支援に係る支援体制の充実</p> <p>「自分らしい暮らし」の実現のためには意思決定支援が欠かせません。本人の意思が確実に尊重されるよう、支援体制を充実させて下さい。</p> <p>・ 体験の機会・場の提供</p> <p>自分の気持ちを言葉で表現することが難しい方にとって、施設やサービスの体験利用も大切な意思決定支援となります。特に住まいを自ら選び、安心して暮らすためには多くの体験が必要となります。地域生活支援拠点等事業の項目でも要望していますが、早急に整備して下さい。</p>	<p>令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定においても、意思決定支援を推進するための方策が新たに示されており、意思決定支援は重要なものであると認識しております。引き続き、地域生活支援拠点等事業の機能の一つである「体験の機会・場」の整備に努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>・ 説明時における配慮</p> <p>サービス等の説明の際には簡潔で分かりやすい文章や絵・写真を提示するなど、本人にとて理解しやすく意思が確実に尊重されるような内容にして下さい。</p>	<p>障害福祉サービスに関する案内や説明の際に、本人の障害特性に応じたコミュニケーション手段を用いることを今後も心がけてまいります。（障害者支援課）</p>

<ul style="list-style-type: none"> 講演会・研修会の企画 <p>行政も含め事業所が意思決定支援について検討・研究できるような機会（講演会・研修会・報告会等）を、引き続き検討して下さい。</p>	<p>厚生労働省主導のもと、令和2年度より意思決定支援に関する研修カリキュラムが都道府県にて実施する相談支援従事者研修等に追加されました。千葉県では「千葉県相談支援従事者現任研修」の中に意思決定支援に関する講義が組み込まれています。</p> <p>現時点では市主催で意思決定支援をテーマとした研修の実施予定はございませんが、市内相談支援事業者を対象とする事業所連絡会や自立支援協議会等の現在設置している組織を活用し、障害者の意思決定を尊重できるような相談体制の充実を図ってまいります。（障害者支援課）</p>
<p>② グループホーム・入所施設の整備(医療的ケアを必要とする重度重複障がい者を含む)</p>	<p>施設整備について、八千代市障害者グループホーム整備費補助金等の補助制度を設けておりますが、医療的ケアを必要とする重度重複障害者といった方の受入先確保に、より繋げられないか国・県の動向を踏まえ研究してまいります。（障害者支援課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公設の施設の整備 <p>過去にも要望したことがあります、今後は公設の施設を持たないとの回答でした。しかし長生村での事件でも示されたように、セーフティーネットとしての公設の施設は必要です。本人だけでなく支援者(家族含む)が困った時の「最後の砦」のような場が整備される事を願います。</p>	<p>グループホームに関する事業者への補助としましては、新規整備及び改修等施設の充実を図るために八千代市障害者グループホーム整備費補助金や、市民等が入居するグループホームへの補助である八千代市障害者グループホーム運営費補助金、重度の強度行動障害加算事業補助金がございます。補助事業の継続や必要な補助の把握を行い、引き続き支援を図ってまいりたいと考えております。（障害者支援課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 民間企業が運営するグループホーム(日中サービス支援型を含む)の整備 <p>株式会社「恵」のように利益を得る事しか考えず、利用者の生活をないがしろにする業者も少なくありません。障がいに特化した研修(強度行動障害支援者養成研修など)を率先して受けているなど、手厚い支援をしている施設に対し補助金を増額するなどの評価をし、質の向上につなげていけるようにして下さい。</p>	<p>同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉サービスが受けられる共生型サービスの整備等の計画はありませんが、令和4年10月から開始した地域生活支援拠点等事業において、障害児者や家族の方の生活を支援する体制の整備に努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 複合型施設 <p>障がい者と高齢者が一緒に住める複合型施設の整備をお願い致します。本人が高齢になっても住み続けることや、保護者と本人が一緒に住むことが可能となります。</p>	<p>同居家族がいる場合であっても、ご家族の疾病等により居宅介護サービスの利用が必要となるケースもありますので、個々の世帯の状況に応じて利用できるよう引き続き柔軟に対応いたします。（障害者支援課）</p>
<p>③ 自宅・アパート等で一人暮らしを希望する人向けの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護サービスの支給についてはヒアリングなどを踏まえ、家族などの同居人がいる場合でも利用出来るよう、引き続き柔軟に対応願います。 	<p>どちらのサービスも標準利用期間が1年間となっておりますが、サービスの利用を通じて在宅生活が継続できる体制を考えていければと思います。（障害者支援課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自立生活援助・地域定着支援などの福祉サービスで緊急時の対応が常時出来るよう、引き続き対応願います。 	<p>引き続き、サービスの拡充や人材の確保等につきまして、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。</p> <p>なお、新たな補助や助成制度の創設につきましては、本市の中長期財政収支の見通しからも困難な状況が予測されるため、各種助成制度の見直しの検討と一体的に検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>④ 計画相談支援</p> <p>意思決定支援のためにはきめ細かい個別支援計画が必要です。しかし多くの利用者を抱えていても一人分の人件費にも満たず、事業所も相談員も増えない状況です。そのため新規の利用者を受け入れる事が困難です。運営費の補助を検討して下さい。</p>	<p>長期での短期入所の支給決定は、利用しなければならない事情など個別的事情に大きく左右されます。国の通知で短期入所は連続30日までとされていますので、それも踏まえつつ個別に検討することになります。（障害者支援課）</p>
<p>⑤ 短期入所</p> <ul style="list-style-type: none"> 八千代市内での受入れが限定的で、船橋市の事業所に頼らざるを得ない状況が続いている。公的な施設を含め、事業所の増設を検討して下さい。 	<p>児童を受入できる短期入所の事業所については、市にお問い合わせください。また強度行動障害の方の短期入所やグループホームへの受入れが進むよう引き続き、サービスの拡充や人材の確保等について、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。（障害者支援課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一か月の間に複数の事業所を利用した場合、30日の支給では足りなくなります。やむを得ない事情で長期利用をするケースも増えているので、柔軟な対応をお願い致します。 	<p>引き続き、サービスの拡充や人材の確保等につきまして、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。</p> <p>なお、新たな補助や助成制度の創設につきましては、本市の中長期財政収支の見通しからも困難な状況が予測されるため、各種助成制度の見直しの検討と一体的に検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 児童の受入を八千代市内で可能にして下さい。 	<p>児童を受入できる短期入所の事業所については、市にお問い合わせください。また強度行動障害の方の短期入所やグループホームへの受入れが進むよう引き続き、サービスの拡充や人材の確保等について、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。（障害者支援課）</p>
<p>⑥ 行動援護・移動支援</p> <p>買い物や外食などの「当たり前の休日」も、地域で暮らすためには必要な要素です。しかし慢性的な事業所・ヘルパー不足で、希望する人にサービスを提供できない状況が続いています。</p>	<p>引き続き、サービスの拡充や人材の確保等につきまして、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。</p> <p>なお、新たな補助や助成制度の創設につきましては、本市の中長期財政収支の見通しからも困難な状況が予測されるため、各種助成制度の見直しの検討と一体的に検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>⑦ 生活介護</p> <p>重度化・高齢化に伴い、手厚い支援を求める利用者が増えています。入浴サービスも加算の対象として下さい。</p>	<p>令和6年度の報酬改定により、生活介護、短期入所、児童通所支援において医療的ケアが必要な方等へ入浴支援を行った際の加算が創設されました。（障害者支援課）</p>

<p>⑧ 重度訪問介護</p> <p>休日や夜間に対応していない事業所が多く、24時間の支援を必要とする重度の知的障がい者にとっては利用しにくい状況です。</p>	<p>引き続き、サービスの拡充や人材の確保等につきまして、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。</p> <p>なお、新たな補助や助成制度の創設につきましては、本市の中長期財政収支の見通しからも困難な状況が予測されるため、各種助成制度の見直しの検討と一体的に検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>⑨ 就労支援</p>	<p>・ 公共施設の清掃作業などへの就労を積極的に進めて下さい。</p>
<p>・ 地域職業相談室を障がい者雇用枠での求人にも対応できるようにして下さい。</p>	<p>障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への受注機会の増大を図るために、庁内で障害者優先調達について周知及び発注の依頼を行っています。今後も障害のある人が積極的に社会参加しやすい施策を推進してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>・ 職場体験実習とチャレンジドオフィスやちよについて</p> <p>職員課や商工課と連携しながら雇用に繋げていけるよう、同友会や一般企業へ積極的なアピールをすると共に、障がい者雇用に理解のある団体・企業を積極的に誘致して下さるよう、引き続き宜しくお願ひ致します。市役所における雇用も積極的に進めて下さい。</p>	<p>八千代市地域職業相談室は一般向けの求人対応・求職相談のための出先機関として設置されております。</p> <p>障がい者雇用枠の求人対応につきましては、求職者によって障がいの状況や就労可能な職種等が異なることから、専門的な知識を持った人員配備が必要であるため、出先機関への専門援助部門の設置は困難であるとの回答を船橋公共職業安定所より得ております。（商工観光課）</p>
<p>⑩ 日中一時支援</p> <p>・ 緊急一時的な受入れや実習・体験などを算定できるように、報酬制度や単価の引き上げを検討して下さい。</p>	<p>チャレンジドオフィスやちよにつきましては、令和7年度以降も継続して運営し、障害者雇用の支援を図ってまいります。（職員課）</p>
<p>・ 療育手帳を持していないても利用可能にして下さい。厚労省も必要要件ではないとしています。</p>	<p>利用者や事業所の意見を伺いながら、ニーズの把握に努めるとともに、他の市事例も参考とし、報酬制度につきまして、引き続き検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>・ 学校卒業後の成人向けの事業所の増設を引き続き検討して下さい。共働き世帯の増加に伴い、ニーズが増えています。</p>	<p>移動支援についてのニーズの高まりは認識しています。他市の動向等も把握しつつ、限りある財源の中で優先順位をつけながら施策を検討してまいりたいと思います。（障害者支援課）</p>
<p>⑪ 訪問入浴サービス</p> <p>主に重複障がい者が利用していますが知的障がい者のニーズも増えています。</p>	<p>現在、市で事業所を開設する計画はありませんが、市内で事業所の設置を検討している事業者から相談があった際には、市で把握する範囲でニーズを含めた市内の状況について案内してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>⑫ 送迎サービス</p> <p>施設の送迎サービスが無い・使えない方向けのサービスを、地域生活支援事業等で提供して下さい。本人の特性やルート外などの理由で、他の方との相乗りが困難な方もい</p>	<p>訪問入浴については、重度の知的障害の手帳をお持ちの方も利用対象者としており、令和6年4月より利用日数を月5日から10日へ拡充しています。また家族の高齢化等世帯状況の変化により、入浴時の介助が必要となった場合には居宅介護による支援を利用することも可能です。（障害者支援課）</p> <p>引き続き、サービスの拡充や人材の確保等につきまして、利用者や事業者のご意見を伺いながら、国県等への要望を行ってまいります。</p>
<p>⑬ 高齢化に伴う対応</p> <p>・ 65歳以上になると介護保険サービスの方が優先され、今まで利用していた障害福祉サービスが利用できなくなるなどのデメリットが発生する可能性があります。サービスの適用については本人や日常的に関わる支援者の意向を尊重し、安定した支援が受けられるように、引き続き柔軟な対応をよろしくお願ひ致します。</p>	<p>なお、新たな補助や助成制度の創設につきましては、本市の中長期財政収支の見通しからも困難な状況が予測されるため、各種助成制度の見直しの検討と一体的に検討してまいります。（障害者支援課）</p> <p>介護保険との適用関係につきましては、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険サービスを優先して利用いただくこととなります。しかしながら、障害福祉サービスの利用が必要となった状況や経過は多様であるため、サービスの利用に関する具体的な内容を伺った上で、ご本人の生活に急激な変化が生じないよう引き続き適切な支給決定を行ってまいります。（障害者支援課）</p>

<p>・ 介護施設や医療機関へ移行する場合にもスムーズにいくよう、制度の整備や研修会の実施を検討願います。</p>	<p>高齢者の増加などから、介護保険施設への入所や入院へ移行する方が増えていることは承知しています。現時点では独自事業を行う計画はありませんが、地域包括支援センターとの連携など介護保険分野との連携を引き続き図ってまいります。（障害者支援課）</p>
<p>3. 福祉職員の雇用につながる制度や環境の整備</p> <p>近年は働き方改革や子育て世代向け支援により、ベースアップや短時間勤務など職場の環境改善が進みつつあります。しかし福祉職員の待遇については、一般企業と比べると遅れていると言わざるを得ません。その一因として慢性的な人手不足が挙げられます。働きたい人が少しでも増えるような事業を開催して下さい。会としても協力致しますので、検討をよろしくお願い致します。</p> <p>① ベースアップや各種手当の増額など、金銭的な待遇改善。</p> <p>② 就職説明会の実施。</p> <p>③ 障がいに関する福祉教育講座の開催。</p> <p>④ ボランティア体験が出来る窓口の設置。</p> <p>⑤ 福祉学科の学生や福祉に関心のある方向けの施設見学会や職場体験。</p>	<p>毎年福祉学科の学生を実習のため障害者支援課をはじめ、市役所の福祉関係の部署で計画的に受け入れております。引き続き、受け入れを行うとともに、市内の福祉施設での雇用について周知を図ってまいります。（障害者支援課）</p>
<p>4. 災害時の支援・対応</p> <p>昨年の9月には能登半島で豪雨災害があり、地震との「二重被災」となりました。他にも記録的な大雪など、自然災害が相次いでいます。障がい者が取り残されるとの無いよう、環境整備を早急にお願いいたします。</p>	<p>帰宅困難者に関する情報や災害時帰宅支援ステーションに関しましては、毎年度9月の広報やちよに掲載して周知を図っております。（危機管理課）</p>
<p>① 災害時帰宅支援ステーションの周知</p> <p>千葉県は帰宅困難者対策として、コンビニエンスストア・ファミリーレストラン・ガソリンスタンド・居酒屋・カラオケスペース等で支援活動をしている事を、広報やちよ等で定期的に周知啓発して下さい。</p>	<p>個別避難計画は、災害時に『どこへ』『誰と』『どのように』避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画となっております。作成した個別避難計画について同意いただいた場合は、災害時の支援に必要な限度で、民生委員や自治会などの避難支援等関係者へ情報提供いたします。引き続き、避難行動要支援者名簿の受け取りや個別避難計画作成について周知していくとともに、より活用できるよう努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>② 要支援者名簿・個別避難計画の円滑な活用</p> <p>計画は作成しているものの、実際の災害時には活用されていなかったケースもあります。実践的なシステムを構築して下さい。</p>	<p>在宅避難等で一般避難所に避難していない方に対して、開設している近隣の一般避難所にてトイレや物資の貸出、食料の配布等を行います。訪問による個別対応については、現在のところ実施の予定は立てておませんが、状況に応じて応援体制等を検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>③ 在宅避難時の支援</p> <p>自宅が損壊していない場合、障がい児・者の多くが家族と共に在宅避難を選択すると思われます。指定避難所では在宅避難者向けに支援物資の配給をしているとのことです。医療ケアを含む重度重複障がい者や強度行動障害のある方向けに、訪問による支援も受けられるよう引き続き検討願います。</p>	<p>定期的に行われる避難所の運営に関する会議などを通じて、要配慮者に合わせた部屋を提供できるよう、個人情報や教育活動などの学校側の事情に配慮しながら、引き続き各学校と検討・調整を図ってまいります。（危機管理課）</p>
<p>④ 指定避難所における支援</p> <p>要配慮者である障がい者・高齢者・乳幼児ごとに部屋を分けて、きめ細かな支援ができるよう、引き続き検討願います。特に学校は児童生徒の個人情報や教育活動に配慮する必要があるとのことです。予め学校側と災害時における体制をシミュレーションしておくなど、柔軟な対応をしていただけるよう検討願います。</p>	<p>福祉避難所として利用可能な施設の確保に関しまして、問題解決に向けた代替案等の模索を引き続き進めてまいります。（危機管理課）</p>
<p>⑤ 福祉避難所の環境整備</p> <p>・ 福祉避難所自体が被災し受け入れ不可能となった場合の、具体的な代替案を検討して下さい。</p>	<p>福祉避難所へ直接避難できる体制が整った際ににおける指定避難所での告知及びメールの配信の検討に併せて、駐車場の情報及び車中泊の可否の情報の提供についても、検討を図ってまいります。福祉避難所へ直接避難できる体制が整った際に、指定避難所での告知及びメールの配信を検討します。また、駐車場の問題については、解決に向けた代替案等の模索を進めてまいります。（危機管理課）</p>
<p>・ 福祉避難所の受け入れ体制が整った際には指定避難所での告知やメール配信など、対象者に情報が行き渡るようにするとの事ですが、特に駐車場については車いす用リフトカーの乗り入れや、集団生活が苦手な方のための車中泊が可能かどうか等の情報を追記して下さい。</p> <p>・ 指定避難所からの移動時の被災を避けるために、同時開設・直接避難を引き続き検討願います。</p>	<p>現状、一般避難所において避難生活等が困難な要配慮者等がいた場合に、状況を鑑みて、協定を締結している福祉施設に開設の可否を確認後、受け入れ可能な施設を開設することとなっております。今後も指定避難所との同時開設・直接避難を実現できるように問題解決に向け引き続き検討を進めてまいります。（危機管理課）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の他に、水や簡易トイレなどの備蓄も検討して下さい。 	<p>福祉避難所には公設の倉庫がないため、施設側に保管スペースを確保していただいている状況ですが、備蓄可能な施設では備蓄していただけるよう、引き続き検討を図ってまいります。（危機管理課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点も福祉避難所に指定して下さい。 <p>・ 医療ケアを必要とする重複障がい者の受入れが可能な福祉避難所について、引き続き八千代市医療的ケア児支援協議会と連携しながら早急に対応して下さい。</p> <p>・ 全ての職員が福祉避難所の設置・運営が出来るように、訓練を定期的に実施して下さい。</p>	<p>地域生活支援拠点等の登録事業所は市ホームページで公表しているとおりですが、当該登録事業所に対し、福祉避難所としての指定が可能か協議を検討してまいります。（障害者支援課）</p> <p>医療的ケアを必要とする方の受入について、各機関や協議会との連携を図りながら、対応を検討してまいります。（障害者支援課）</p> <p>福祉避難所設置運営訓練については、福祉避難所の確保に関する協定（障害者向け）を締結している全ての法人等で実施済みとなっております。今後も定期的な訓練実施を継続してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>5. 特別支援教育における教員不足と専門性向上の課題について</p> <p>教員の人数や専門性が不足している影響で、不適切な指導により子どもの心に深い傷を負わせるケースも出ています。貴重でかけがえのない学校での時間が、子どもにとって有意義なものとなるような環境整備をお願いします。</p>	
<p>① 八千代市内の小学校通常学級、中学校通常学級、小学校特別支援学級、中学校特別支援学級において正規採用の教員が確保できない割合と今後の方針を教えて下さい。</p>	<p>市内の各小中義務教育学校において、通常学級及び特別支援学級の担当教員の配置は各校の校長が行っているため、正規採用の教員の割合はその年度や状況により変化しています。今年度は、令和7年5月1日時点で、正規採用の教員が配置されていない割合は、小学校通常学級で3.2%，中学校通常学級で0.7%，小学校特別支援学級で10.3%，中学校特別支援学級で20.6%となっております。また、今後の方針をいたしましては、千葉県教育委員会の方針や本市の現状に鑑みながら、特別支援学校教諭免許状を取得している者の採用を増やすよう、要望を千葉県教育委員会にあげていく予定です。（学務課）</p>
<p>② 文部科学省から通常学級の教員への教職調整額引き上げと、特別支援学級・特別支援学校の教員への調整額引き下げが発表されました。その理由として通常学級で学ぶ障がいのある児童が増え、特別支援学級・特別支援学校の専門性が薄れてきたことが挙げられています。しかし特別支援学級のみで学ぶ児童も少なくありません。特別支援学級の教員は通常の授業を行う教員以上に、専門的な知識やきめ細やかな対応が求められます。このような状況で調整額が引き下げられることは教員の意欲低下につながり、正規採用の教員の確保がますます困難になると思われます。この件に関する、今後の方針を教えて下さい。</p>	<p>特別支援学級を担任する質の高い人材の確保につきましては、大変重要なことであると考えております。そこで、本市をいたしましては、まず、これまでに進めてきた教員の「働きがい」と「働きやすさ」を一体的、相乗的に高める取り組みをさらに推進することで、本市に勤める教員のモチベーションを向上させていくことを考えていることから、市全体及び各校で実施する研修をさらに充実させてまいります。さらには、千葉県が主催する「免許法認定講習」を利用した特別支援に係る免許状の取得促進を図り、特別支援教育とともに、特別支援教育の体制の充実に努めてまいります。（学務課）</p>
<p>③ 一人一人の多様なニーズに対応するために、特別支援教育コーディネーター研修会・特別支援学級等担当者研修会・特別支援学級介助員研修会などの内容を更に充実させると共に、全職員に向けた研修も開催して下さい。</p>	<p>特別支援学級等担当者や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級介助員それぞれの研修会内容を充実させ、専門性の向上と多様なニーズに応じた支援の充実に努めてまいります。また全教職員を対象とした、特別支援教育講演会を今後も実施してまいります。（指導課）</p>
<p>6. 地域生活支援拠点等事業について</p> <p>八千代市全体で本人や家族を支える仕組みを構築して下さい。</p>	
<p>① 現在は「相談」と「緊急時の受入・対応」機能を優先的に整備してネットワーク化を進めているとの事ですが、国が定める「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」機能についても、引き続き早急な整備をお願い致します。</p>	<p>市では、既存の支援サービス提供体制を生かしつつ、優先して整備すべき機能である「相談」及び「緊急時の受入れ・対応」から段階的に整備しました。「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の機能につきましては、既に実施している施策の拡充に努めるとともに更なる機能の向上を目指してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>② 極めて高い知識と技量を必要とする強度行動障害の方の支援についても力を入れていただけるよう、引き続き検討願います。</p>	<p>平成30年に創設された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者を主な対象としており、また、入居定員のほかに、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援に応じられるよう短期入所を併設又は同一敷地内に設置する必要があります。当市では、令和7年3月末現在において、日中サービス支援型グループホームは3件確認できており、地域生活支援拠点等事業に協力いただけるよう要望してまいります。（障害者支援課）</p>

<p>③複数の施設で機能を分担する「面的整備型」での事業展開を検討しているのですが、全ての機能を一か所で担う「多機能拠点整備型」を引き続き検討願います。</p>	<p>現在市では全ての機能を備えた施設の計画はございませんが、地域のさまざまな資源を有効に活用し、それぞれの専門性を持つ事業所間で連携することで、全障害に対応が可能な体制の構築を目指してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>④障害福祉サービスを利用していないなど、本来は福祉とのつながりがあまり無い障がい者向けの事業です。不安や困ったことが起きた時などは対面ですぐに利用できるように、京成本線や東葉高速鉄道などの駅周辺への設置を引き続き検討願います。</p>	<p>地域生活支援拠点等の増設につきましては、ニーズや状況によって検討してまいります。尚、地域生活支援拠点等登録事業所の増大に向け、引き続き周知及び啓発に努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>⑤各事業所への周知を引き続きお願い致します。</p> <p>⑥民生委員の方への周知を引き続きお願い致します。担当地域に住む障がい者を行政や福祉に繋ぐ役割を担っているので、情報の共有が必要です。</p>	<p>引き続き周知及び啓発に努めてまいります。（障害者支援課）</p> <p>関係機関と調整の上、周知に努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>7.共生社会の理解啓発について</p> <p>①障害者差別解消法における合理的配慮について、関係機関への周知をお願い致します。車いすの方が東洋バスを利用した際に、運転手の方がとても手際よく準備されていたとの事でした。このような事例が増えるよう、引き続きよろしくお願い致します。本人が相談しやすいような窓口の環境整備も進めて下さい。</p> <p>②警察における障がい理解・啓発のための講演会・研修会の開催を検討して下さい。少しでも障がい特性を理解していただき、適切な対応をしていただけるよう願います。</p>	<p>好事例が普通の出来事となるよう、引き続き合理的配慮について周知啓発に努めるとともに、相談窓口の周知を進めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>③広報やちよ12月1日号には、障害者週間にに関する記事を引き続き掲載して下さい。市内の施設の紹介も広報誌で大きく扱って下さい。</p>	<p>警察官の方への講演会・研修会は現在予定しておりませんが、警察官だけに限らず、市民への障がい理解・啓発のためにも八千代市第6次障害者計画の基本理念である「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」の実現に向け、3つの基本目標（「安心してくらせる地域づくり」・「共に参加できる地域づくり」・「心をかよわせ、支え合う地域づくり」）を設定し、計画に掲げている各施策・事業を推進してまいります。（障害者支援課）</p> <p>広報やちよでは引き続き障害者理解を図る記事を掲載しており、毎年12月頃に障害者週間に絡めた特集記事を掲載するなど、周知・啓発に努めています。障害者支援課の窓口には市内の児童通所系の事業所や就労系事業所などについて、自立支援協議会でガイドブックを作成して配布したり、各事業所のパンフレット等を設置しています。（障害者支援課）</p>
<p>④自治会における研修等での理解啓発を、引き続き進めて下さい。</p>	<p>福祉教育を受ける前の世代も含めた障害理解を広めるため、自治会における避難行動要支援者名簿受取の周知や、民生委員への研修、ふれあいまちづくり講座などの取組みに努めます。また、社会福祉協議会と連携し、障害に係る施策の推進に努めます。（障害者支援課）</p>
<p>⑤市職員向けの研修を引き続き実施して下さい。</p>	<p>障害者差別解消法研修等、障害者理解のための研修を引き続き実施してまいります。（職員課）</p>
<p>8.市内の道路・公共施設について</p>	<p></p>
<p>①公共トイレの整備</p>	<p></p>
<p>・コンビニの外などに、外出時に使用できる多目的トイレを増設して下さい。</p>	<p></p>
<p>・公共施設の全てのトイレを洋式化して下さい。</p>	<p>民間企業などと連携して市内公共施設を利活用する際には、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について当該事業者と協議していきます。（資産管理課）</p>
<p>・成人の重度重複障がい者用の大型車いすでも利用できるように、十分なスペースを確保した身障者用トイレの整備を進めて下さい。</p>	<p>公共施設の修繕・更新時には、ユニバーサルデザインに配慮し、市民の方が利用しやすい施設整備に努めてまいります。（資産管理課）</p>
<p>・身障者用トイレに肢体不自由児・者のおむつ交換用の簡易ベッドを設置して下さい。</p>	<p>公共施設の修繕・更新時には、ユニバーサルデザインに配慮し、市民の方が利用しやすい施設整備に努めてまいります。（資産管理課）</p>
<p>②バリアフリー対策</p>	<p>公共施設の修繕・更新時には、ユニバーサルデザインに配慮し、市民の方が利用しやすい施設整備に努めてまいります。（資産管理課）</p>
<p>・駅前や幹線道路では電柱の地中化を進めているとの事ですが、交通量の多い県道なども進めて下さい。</p>	<p>県道につきましては、千葉県が管理している道路になります。ご要望いただいた内容につきまして県にお伝えしてまいります。（土木管理課）</p>
<p>・八千代台駅周辺の歩道を整備して下さい。特に西口エレベーター付近の歩道は狭くて段差も多く、車いすでの走行が困難です。</p>	<p>根本的な改修は困難ではありますが、具体的な箇所を相談していただければ、都度、検討させていただきます。（土木管理課）</p>

<p>③ 公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 京成本線・東葉高速鉄道の駅構内における転落事故を防ぐためのホーム柵を増設して下さい。 	<p>【東葉高速鉄道】東葉高速鉄道株式会社では、令和7年度から9年度にかけて、輸送の安全確保に向けたホームドア整備の適否及び方向性の検討に着手しています。同社の方針を注視するとともに、貴団体からの要望について情報共有を図ってまいります。（企画経営課）</p> <p>【京成電鉄】京成電鉄株式会社では、バリアフリー設備に関する今後の取組みとして、2035年度までのホーム柵（ホームドア）整備計画があります。八千代台駅は対象となっていますが、京成大和田駅、勝田台駅については、同社の動向を注視してまいります。また、貴団体からの要望につきましては、京成電鉄株式会社と情報共有を図ってまいります。（都市計画課）</p> <p>「参考ホームページアドレス」 プレスリリース：https://www.keisei.co.jp/news/detail.php?CN=6154 バリアフリー計画と取組報告： https://www.keisei.co.jp/keisei/tetudou/accessj/vmap/report.php</p>
<ul style="list-style-type: none"> 落下防止のためのサポート付プランコなど、インクルーシブ遊具のある公園を増やして下さい。 	<p>現在整備中の南部近隣公園について、インクルーシブ遊具の砂場と複合遊具の整備を行っているところです。</p> <p>その他公園につきましては、遊具の入れ替えの際にインクルーシブ遊具を導入できるか検討するようにいたします。（公園緑地課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> やちよ農業センター沿いの歩道は放課後等デイサービス事業所の散歩などで利用する事が多いです。一般車(原付バイクなど)が通ることが多く危険なので、侵入できないようにして下さい。 	<p>新川遊歩道については、河川管理者である県が河川巡視や点検に使用するため、侵入経路を封鎖することは出来ませんが、看板等の標示による注意喚起を図ることで、歩行者等の安全に努めてまいります。（公園緑地課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公民館や図書館など、全ての公共施設をバリアフリー化して下さい。 	<p>公共施設の修繕・更新時には、ユニバーサルデザインに配慮し、市民の方が利用しやすい施設整備に努めてまいります。（資産管理課）</p>
<p>④ 障がい者用駐車スペースの確保</p> <p>各公共施設における障がい者用駐車スペースの確保・優先利用が出来るよう、引き続き配慮願います。</p>	<p>公共施設における優先駐車場の確保等につきましては、各施設の状況等に応じて、引き続き対応を図ってまいります。（資産管理課）</p>
<p>9. 小池更生園・作山更生園周辺の環境整備</p> <p>重度の知的障がい者が利用する小池更生園・作山更生園周辺(特に八千代市営霊園付近)は、市役所周辺と比べると道路等の整備が遅れる傾向があります。活動の一環で施設周辺を散策する事も多いので、利用者の安全確保のためにも環境整備を引き続きお願いします。</p>	<p>今後も引き続き道路整備に努めてまいりたいと考えております。また、具体的な相談をしていただければ、都度、検討させていただきます。（土木建設課、土木維持課、土木管理課）</p>
<p>① 道路脇の除草・伐採</p> <p>毎日散歩をしているので回数を増やして下さい。特に夏場は多くして下さい。</p>	<p>市内道路の草刈の委託箇所については、令和6年度から年3回と一部草の成長が早かった箇所において一部年4回実施しています。相談していただければ、都度、検討させていただきます。（土木管理課）</p>
<p>② 側溝の清掃及び上蓋の設置</p> <p>散歩時の利用者の安全確保のために必要不可欠ですので、よろしくお願い致します。</p>	<p>側溝の清掃及び蓋の設置については、現地を確認の上、必要に応じて検討してまいります。（土木管理課）</p>
<p>10. 旧優生保護法について</p> <p>障がい者の人権を無視した法律を負の歴史として受け止め、今後も誠実に対応していただけるよう、よろしくお願い致します。ホームページでの掲載が年数の経過と共に下部に移動しておりますので、上部への再掲をお願い致します。特に知的障がい者の場合、本人申請のみの対応では不十分と思われる所以、可能な限り本人への直接連絡を検討願います。</p>	<p>市のホームページにて旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金の支給等に関する相談及び請求の受付窓口と問い合わせ先の案内を掲載しております。</p> <p>八千代市の場合は、申請や相談の担当は千葉県児童家庭課母子保健班又は習志野保健所（習志野健康福祉センター）地域保健課の2カ所になります。相談があった場合はこの2カ所を案内してまいります。（障害者支援課）</p>

<p><乳幼児期における支援・対応について></p> <p>1. 児童発達支援センターについて</p> <p>① 働いている保護者向けの支援</p> <p>子どもの豊かな発達を支援する療育環境を大切にしつつ、働いている保護者の方々へのサポートもできるよう、預け先となる日中一時支援事業所との緊密な連携と情報共有をお願いします</p>	
	<p>児童発達支援センターでは、心身の発達に不安のあるお子さんとそのご家族に対して、総合的な支援を行っております。子どもたちには、生活や遊びを通じてさまざまな経験を提供し、一人ひとりの状況に応じた療育を実施しています。また、保育所等訪問支援事業など地域支援についても積極的に取り組んでいます。</p> <p>令和4年の児童福祉法改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確になりました。この役割を果たすためには、運営体制や人員配置の見直しが必要です。</p> <p>今後、中核機能を担う施設として、働いている保護者向けの支援についても、国や県の動向に注視しながら、研究を進めてまいります。（児童発達支援センター）</p>
<p>② 緊急預かりへの対応</p> <p>地域生活支援拠点等事業で緊急預かりに対応できるようになりましたが、現時点で対応しているのは成人向け施設のみなので、乳幼児を含む未成年者の受入体制は整っておりません。保護者の「もしも」に対応出来る役割を、いずれは担っていただきたいです。</p>	<p>令和4年の児童福祉法改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確になりました。今後、この役割を果たすためには、運営体制や人員配置の見直しが必要です。</p> <p>今後、中核機能を担う施設として、市障害者支援課や民間の児童発達支援事業所と連携し、いただきましたご意見を十分に考慮しながら、乳幼児を含む未成年者の緊急預かり体制の整備についても検討を進めてまいります。（児童発達支援センター）</p>
<p>2. 民間の児童発達支援事業所について</p> <p>児童発達支援を謳いながらも実際には身の回りの事が出来るタイプしか受け入れず、子どもの特性によっては利用出来ない事業所も多いです。差別のない療育支援を行うよう、民間の事業所に働きかけて下さい。</p>	<p>事業所から新規開設にあたり市内のニーズ等の問い合わせがあった際は、長時間の預かりのニーズが高いことなどをお伝えしております。引き続き、事業所へニーズを伝えていき、解決ができるよう取り組んでまいります。（障害者支援課）</p>
<p>3. 幼稚園の相談支援体制の充実</p> <p>保育園の相談窓口はありますが幼稚園の相談は難しく、一つずつ連絡を取らなければなりません。負担を減らすためにも、専用の窓口を設けて下さい。</p>	<p>保育園の入園については市の利用調整を受けていただく必要があることから、申込み手続きや利用調整指数についてご説明が可能となります。しかし、幼稚園の入園については直接申込みである他、入園金等の諸費用も掛かることから市役所でのご案内が難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。（子ども保育課）</p>
<p>4. 保育園の一時保育・休日保育について</p> <p>障がいがあると受け入れてもらえない事もあるので、受け入れ枠を拡充するか職員の加配をするなどの対応をお願いします。</p>	<p>保育園の一時預かりについては、加配に対する国等の加算がありますので、一時預かり保育における支援を必要とする児童の受け入れが広がるよう施設に対する周知を図ってまいります。</p> <p>休日保育の受け入れにつきましても、様々な保育ニーズに応えられるよう人員の確保に努めてまいります。（子ども保育課）</p>
<p><学童期における支援・対応について></p> <p>市内全ての小中学校に特別支援学級を設置していただき、ありがとうございます。しかし特別支援教育の中止を求める国連からの勧告もありますので、インクルーシブ教育に繋げていける教育環境づくりを引き続き検討願います。</p>	
<p>1. 八千代特別支援学校における教室不足の問題</p> <p>生徒数の増加に伴う教室不足により、千葉市に学校を設立する計画があると聞いております。しかし国連からは特別支援教育の廃止を勧告されており、中長期的な考えを県に聞いて欲しいです。</p>	<p>令和9年度に（仮称）千葉地区特別支援学校が開校される予定です。開校に関することや、県の意向について情報が入りましたら、お伝えしてまいります。（指導課）</p>
<p>2. 特別支援学級における対応・支援</p> <p>① 教室の配置について</p> <p>休み時間などの廊下ですれ違ったり挨拶を交わしたりと、交流活動以外でも普通学級の生徒と交流出来るような教室の配置を検討願います。</p>	<p>教室の配置につきましては、各校において、児童生徒の実態、校内における配置のバランスや学校の教育環境を考慮しながら、今後も検討して進めてまいります。（指導課）</p>
<p>② 交流及び共同学習について</p> <p>特別支援学級・特別支援学校との交流活動を更に充実させて、より深い理解・啓発に繋がるようにして下さい。</p>	<p>特別支援学校の児童生徒の居住地の学校において、直接的または間接的な居住地校交流が行われています。小中義務教育学校においては、お子さんの実態に合わせながら、学校行事や学年行事、日々の授業など、学校生活の様々な場面において交流及び共同学習が行われています。相互により深い理解・啓発につながるよう今後も進めてまいります。（指導課）</p>
<p>3. 通級指導教室における対応・支援</p> <p>① 全ての学校への設置検討を引き続きお願い致します。保護者や教員の負担軽減のためにも巡回型ではなく、設置という形で進めて下さい。</p>	<p>通級指導教室の設置につきましては、担当教員、教室等環境整備が必要となります。担当課と連携し、今後も継続して通級指導教室の設置に向けて進めてまいります。（指導課）</p>

<p>② 教員を増やし、教室担当を長期に継続できるよう引き続きお願い致します。</p>	<p>通級指導教室を希望する児童生徒数に応じて、必要となる担当教員を確保することが、教室担当を長期継続するために重要なことだと認識しております。また、担当教員の必要数の確保と同時に重要なのが、通級指導を行う教員の育成であることから本市におきましては、教職経験の豊かな者に担当いただけるようにすると共に、市の教育委員会担当課による研修の充実に取り組んでいます。（学務課）</p>
<p>③ 教材費等作成のための予算の確保を引き続きお願い致します。</p> <p>④ 進学や先生の移動などで環境が変わる場合は、引継ぎ期間を十分に確保して継続した支援を行えるよう引き続きお願い致します。</p>	<p>担当課と連携し、ニーズに応じた教育が行えるよう今後も予算確保に努めてまいります。（指導課）</p> <p>個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しながら、丁寧な引継ぎを行うよう周知しております。限られた引継ぎの期間だけでなく、保護者の方と相談しながら必要に応じて、進学・進級後も情報共有を行えるよう、今後も啓発してまいります。（指導課）</p>
<p>4. 普通学級における対応・支援</p>	<p>現在、学校からの申請に基づき、市内の小中義務教育学校すべてに、支援員の配置を行っております。今後も支援員や介助員が継続して働きたいと思えるような環境の整備と、研修の充実を図っていきたいと思います。（指導課）</p>
<p>① 支援員の常勤配置を継続して下さい。支援員・補助員の身分を保障し、質のいい支援を長期に続けられるよう引き続きよろしくお願い致します。</p> <p>② 支援員の専門性を高めて個々に合わせた学習支援が出来るように、特別支援教育支援員研修の内容を更に充実させて下さい。</p> <p>③ 年度明けの入学式・始業式・保護者会などで通級指導教室、特別支援コーディネーターに関してのお知らせを、全ての保護者一齊に配布するよう、各学校への通達を引き続きお願い致します。</p> <p>④ スクールソーシャルワーカーを更に増やしていただけるよう、千葉県教育委員会への働きかけを引き続きよろしくお願いします。</p>	<p>現在、すべての特別支援教育支援員に研修の機会を設けております。児童生徒の理解や支援内容、支援方法等について、より専門性を高めていけるよう、今後も研修内容の充実に努めてまいります。（指導課）</p> <p>学校だより等で通級指導教室や特別支援教育コーディネーター等に関するお知らせを行い、全ての保護者に通知できるよう、引き続き通達を行ってまいります。（指導課）</p> <p>令和6年度より八千代市教育委員会指導課にスクールソーシャルワーカーを配置しました。スクールソーシャルワーカーの増員につきましては、今後も継続して千葉県教育委員会へ働きかけてまいります。（指導課）</p>
<p><全般的な支援・対応について></p>	
<p>1. 障害福祉サービス事業所のホームページ掲載</p>	<p>自立支援協議会において、市内の児童通所系事業所の情報をまとめた療育支援マップをはじめ、市内の就労系事業所の情報をまとめた就労系事業所ガイドブック、市内の相談支援事業所の情報をまとめた相談支援事業所ガイドブックを作成しており、八千代市ホームページに掲載しております。つきましては、こちらをご活用くださいますようお願いいたします。（障害者支援課）</p>
<p>八千代市の障害福祉サービス状況を確認できる一覧表を八千代市ホームページに掲載して下さい。家族への情報提供や事業所間の連携に利用したいです。</p>	<p>課題の解決に向けて、個人情報保護について今一度整理したいと思います。（障害者支援課）</p>
<p>2. 事業所と関係機関(医療機関など)における個人情報の扱い</p>	<p>代理投票やコミュニケーションボードを活用するなど障がいのある方が安心して投票できるよう今後も引き続き努めます。（選挙管理委員会事務局）</p>
<p>事業所職員は家族や後見人との間に入って関係機関とやり取りすることが多いです。しかし個人情報保護という理由で情報を与えてもらえず、特に医療機関において迅速な対応が難しくなりました。この場合の責任の所在に不安があるので、柔軟な対応をしてもらいたいです。</p>	
<p>3. 選挙における合理的配慮</p>	<p>動物セラピー(馬・犬など)の体験や、施設への訪問セラピーについては現在予定しておりませんが、今後検討させていただきます。（障害者支援課）</p>
<p>知的障がい者がスムーズに投票が出来るように、合理的配慮も絡めた上で選挙の公平性を侵さない程度のサポートを受けられるように、引き続き対応して下さい。</p>	<p>八千代市地域生活支援センターのイベントのみならず、重度の知的障害者向けの社会参加・余暇活動事業の実施に向けて多角的に検討させていただきます。（障害者支援課）</p>
<p>4. 障がい者の社会参加・余暇活動</p>	<p>利用を希望する市内公共施設及び必要なスペース・販売したい物品等について、具体的にご相談いただくことで、担当部署との調整等の対応による支援を図ります。（障害者支援課）</p>
<p>① 動物セラピー(馬・犬など)を体験できるイベントを企画して下さい。施設への訪問セラピーも検討して下さい。</p>	<p>市として休眠農地を活用した連携の事業予定はありませんが、農業者・福祉事業所から農福連携の実施について相談等があれば、千葉県や関係団体と連携して実施されるよう対応してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>② 八千代地域生活支援センター主催のイベントやサークル活動に重度知的障がい者向けの内容を追加して下さい。</p>	
<p>③ 市役所内ではふる里学舎のパン販売を行っていますが、他の施設が作成した製品の販路も市内複数箇所に設けて下さい。</p>	
<p>④ 休眠農地を利用して、農福連携を推進して下さい。</p>	

<p>⑤ 施設で製作したアート作品を発表できるイベントや場所を、施設に定期的に情報提供して下さい。</p>	<p>八千代市身体障害者福祉会では、市の補助等事業として、市民の方に向けた福祉講座（書道講座、手話講座）、障害者の作品展示等のイベント、障害別懇談会及び障害者に係るサークル活動の支援などといった余暇活動の場の提供を行っています。（障害者支援課）</p>
<p>⑥ 健常者との交流が出来て、周囲に気兼ねすることなく（床に座る・寝転ぶ・声を上げる等）楽しめるコンサートやダンスなどの企画をして下さい。</p>	<p>本市と八千代市身体障害者福祉会の共催で、八千代市障害者スポーツ大会を開催し、健常者と共に楽しめるスポーツレクリエーション等を実施しています。その他、市主催のニューリバーロードレースは、障害をお持ちの方も参加が可能となっています。（障害者支援課）</p>
<p>5. 福祉タクシー券 乗客と乗務員がお互い気持ちよくタクシーを利用できるよう、各タクシー会社への周知・啓発を引き続きお願いします。 ① 利用可能な台数を増やして下さい。利用したい日時に予約できない事が多いです。 ② 「その方面は配車していない」「その距離だと利用出来ない」と断られる事が多いので、改善を求める。</p>	<p>予約が取りづらい状況や配車の断りに関する問題については、日常生活における移動手段を確保するうえで重要な問題であると認識しております。いただいたご意見を各タクシー会社へ共有し、必要な時に安心してタクシーを利用できるよう、引き続き啓発活動に努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>6. 市民後見人養成研修 後見人の増員や質の向上につながるように、定期的な見直しを行いながら更に充実させて下さい。</p>	<p>本市の市民後見人養成研修は、八千代市社会福祉協議会に委託し、厚生労働省より示された「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準じて実施しております。研修内容は、成年後見制度の基礎知識から八千代市の地域性を踏まえた講義、施設等での実習など多岐に渡っており、市民後見人養成に十分なカリキュラムと考えております。 市民後見人等の養成は引き続き実施していきますが、現在、国において成年後見制度の見直し等が検討されておりますので、国の動向を注視しつつ、市民後見人等がより活躍できるよう研修内容の見直しを適宜図ってまいります。（福祉総合相談課）</p>
<p>7. 各種申請書の様式 作成に時間を割かれる事が多いので、簡略化が可能であるものは検討して下さい。</p>	<p>法改正やシステム改修などに合わせ、より分かりやすい書式づくりに努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>8. 新庁舎における障がい福祉コーナーの設置 新庁舎1階の市民利用スペースには、待ち時間に気軽に立ち寄れるレストランやコンビニの設置を検討しているとの事ですが、障がい福祉に関するコーナーも設置出来るよう、関係課との協議の場が持てるようにして下さい。</p>	<p>新庁舎では、特定の団体専用施設の整備は計画しておりません。新庁舎内の施設利用については関係課と協議願います。（庁舎総合整備課）</p>
<p>① 各事業所・団体の案内パンフレットや広報誌を自由に持つていいたり、活動の様子などの写真を掲載したり出来るブースの設置。 ② 市内各事業所による物品販売スペースの確保</p>	<p>新庁舎では、特定の団体専用施設の整備は計画しておりません。新庁舎内の施設利用については関係課と協議願います。（庁舎総合整備課）</p>
<p>9. 危機的状況時の対応 八千代市でも相模原市と同様の事件が起こる事が考えられます。国際的な脅威も頻発しています。事業所ごとに危機管理マニュアルの整備を推進しているとのことですですが、市でも警察を含む各関係機関との連携を強化し、情報を共有するようにして下さい。危機的状況で障がい者が情報から取り残されないように、迅速に対応していただけるよう引き続き宜しくお願い致します。</p>	<p>相談や支給決定等で日頃から関係機関へ訪問したり連絡を取り合ったりするなかで顔の見える関係を構築するなど情報共有や連携を努めています。今後も情報共有や連携の強化に努めてまいります。（障害者支援課）</p>
<p>10. 大型車の障害者割引 市内の公共施設の駐車場を利用する場合、大型車でも障害者割引が出来るように引き続き検討して下さい。福祉施設の活動の一環で、全員で公共施設を利用する事もあり大型車での移動となりますので、割引があるとありがたいです。</p>	<p>具体的な要望を踏まえ、有料駐車場を所管する関係課と協議・連携し、検討してまいります。（障害者支援課）</p>
<p>11. 受診サポート手帳・ヘルプカード 児童発達支援センター・幼稚園・保育園・特別支援学級・福祉施設など、窓口以外の場所でも告知し、希望する人には配布する事が出来るように、引き続き宜しくお願い致します</p>	<p>受診サポート手帳・ヘルプカードはご本人の状況を説明する手助けとなりますので、ヘルプマークと合わせて、引き続き周知や配布を行ってまいります。（障害者支援課）</p>